

○漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 (略)

3 (略)

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

○漁業法施行規則

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業権の種類及び免許番号

二 報告の対象となる期間

三 資源管理に関する取組の実施状況

四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

改正漁業法の概要

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の**漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し**。

(1) 新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て(IQ)による管理が基本

【漁獲可能量(TAC)の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定

【漁獲割当て(IQ)の設定】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定

(2) 漁業許可制度の見直し

- ・大臣許可漁業に係る諸規定の知事許可漁業への準用
- ・許可受者への**漁獲成績報告義務化及び資源管理、生産性向上に係る責務を課す**

(3) 漁業権制度の見直し

【漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・知事は、**パブリックコメントに準じて利害関係人からの要望等意見を聴取し、漁場計画案を作成。寄せられた意見の検討結果も公表**

【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定優先順位は廃止）

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その**漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す**

【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みの導入

(4) その他

- ・海区漁業調整委員会の漁業者委員について、**公選性を廃止**し、知事が議会の同意を得て任命する仕組みに変更
- ・**密漁対策**のための罰則強化

改正漁業法の概要

【改正漁業法のポイント】

資源管理、漁業権免許プロセス、漁業許可といった**全ての漁業管理(生産)制度の透明化**

漁業権や漁業許可を**適切かつ有効に活用している場合は**
従前どおり漁業権の免許や漁業許可を受けることが可能

適切かつ有効に活用していない場合

水産政策の改革＝水産業の成長産業化・生産の向上

漁業生産の増大、漁業所得の向上及び就業機会の確保、その他
地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許又は許可

これまでどおり、漁業権の免許や
漁業許可を受けるためには・・・

**漁業権や漁業許可を「適切かつ有効に活用」していることを客観性・透明性を
担保して対外的に説明(公表)できることが求められるようになった**

漁業権者の責務

①適切かつ有効

(漁業権者の責務)法第74条(抄)

- ①漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。
- ②団体漁業権を有する漁業協同組合は、(中略)漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、(中略)経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

【再掲 (免許すべき者の決定)】 法第73条第2項(抄)

同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、(中略)当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- 二 (略)

【再掲】漁業権の免許を継続して受けるためにはその漁場を適切かつ有効に活用していると対外的に認められることが必要

適切かつ有効に活用とは・・・

【海面利用制度等に関するガイドライン】(R2.6.30 水産庁長官通知)

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

適切かつ有効の具体的な判断基準

【適切の判断基準】

- (1)漁業関係法令を遵守している
- (2)法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している
- (3)漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- (4)漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる

【5】資源管理を適切に実施している

- (6)漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)
- (7)漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない
- (8)通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- (9)過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- (10)漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない
- (11)甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている

【有効の判断基準】

【1】操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している

- (2)養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)

【3】漁場の全てを利用している

【4】漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている

※都道府県によりバラツキがでないよう「海面利用制度等に関するガイドライン」によるチェックシートで判断

漁業権者の責務

①適切かつ有効

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(1/2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠(注4)	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証書類等の例
1 資源管理の状況等の報告					
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている				・資源管理の状況等の報告が提出されている ・報告内容に漏れがない	・資源管理の状況等の報告
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている				・県の求めに応じ必要な報告を行っている	
2 適切の判断基準					
(1) 漁業関係法令を遵守している				・前回のチェック以降漁業関係法令違反がない ・組合員に対して法令遵守に関し必要な指導を行っている	・資源管理の状況等の報告 ・県の保有する記録、情報 など
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している				・法第72条第1項各号に該当しない ・(団体漁業権の場合)同条第2項各号に該当する	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である				・漁業権行使規則に従い漁具を設置している	・水産用医薬品使用記録票 ・現地調査、ヒアリング など
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる				・他者から漁場に関する問題が提起されていない ・行政の指導に対し誠実に対応し、解決に取り組んでいる	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(5) 資源管理を適切に実施している				・資源管理協定に記載の事項を遵守している ・休漁期間の設定等自主的な取組を遵守している	・資源管理の状況等の報告 ・資源管理協定 など
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)				・養殖漁場の改善を図るための措置をとっている ・養殖漁場の水質調査を行っている	・漁場改善計画 ・養殖日誌 など
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げしていない				・漁業時期以外に漁具、養殖施設を放置していない ・漁場に漁具等を投棄していない	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない				・通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない(区画漁業権の場合)				・過密養殖に起因すると考えられる魚病の発生、窒息死等を頻繁に発生させていない	・現地調査、ヒアリング ・養殖日誌 など
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない				・水産用医薬品、漁網防汚材といった有害物質を本来の使用目的以外で故意に流出させていない	・水産用医薬品使用記録票 ・県の保有する記録、情報 など
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている(区画漁業権の場合)					・試験研究機関の指示に従い養殖魚の移動制限やへい死漁の処分等適切な対応を行っている

漁業権者の責務

①適切かつ有効

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(2/2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠(注4)	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証書類等の例
3 有効の判断基準					
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注1・2・3)				・合理的な理由がある期間を除き、漁業時期の概ね2/3程度以上を活用して操業や養殖を行っている	・資源管理の状況等の報告 ・販売伝票 など
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注3)				・周囲に漁場と比べ養殖密度が著しく低くない	・資源管理の状況等の報告 ・養殖日誌 など
(3) 漁場の全てを利用している(注3)				・漁場の利用状況を合理的に説明できる ・漁業権行使規則に基づき生簀等を十分に設置している	・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、ヒアリング など
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/			・生産量等の項目を含む漁業の生産活動に関する計画書を作成しており、当該計画書に基づき自らの事業を評価している	・漁業生産力の発展に関する計画 ・総会議事録 など
(5) その他					
4 評価		問題なし/問題あり			
評価理由					

(注1) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注3参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注2) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注3) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注4) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

漁業権者の責務

①適切かつ有効

【最重要チェック項目】

漁業権の免許以降、**漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告**を毎年行っているか否か？

【漁業法】第90条(抄) **漁業権者は、農林水産省令※で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令※で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。**

【漁業法施行規則(省令)】第28条(抄) **法第90条第1項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。**

2 法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告は、チェック項目「資源管理を適切に実施しているか?」、「操業や養殖が可能な期間を相当程度利用しているか?」等、多くのチェック項目の判断根拠の証票となる。

≡漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告は、漁業権者が漁業権漁場を適切かつ有効に活用していることを明らかにする書類